広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴 う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公 布する。

令和4年10月13日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

## 広島県公安委員会規則第13号

広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部を 改正する規則

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 広島県道路交通法施行細則 (昭和35年広島県公安委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章〜第3章 略	第1章〜第3章 略
第3章の2 安全運転管理者等(第10条の2	第3章の2 安全運転管理者等(第10条の2
<u>-第10条の7</u> )	<u>-第10条の6</u> )
第4章〜第6章 略	第4章〜第6章 略
附則	附則
( <u>解任命令</u> )	( <u>解任の命令等</u> )
第10条の5 略	第10条の5 略
(是正措置命令) 第10条の6 法第74条の3第8項の規定により、 措置をとるべきことを命ずるときは、別記様 式第14号の2による是正措置命令書によつて 行うものとする。	
(安全運転管理者等講習)	(安全運転管理者等講習)
第10条の7 法第108条の2第1項第1号に規定	第10条の6 法第108条の2第1項第1号に規定
する講習(以下「安全運転管理者等講習」と	する講習(以下「安全運転管理者等講習」と
いう。)の通知を受け、当該講習を受講しよ	いう。)の通知を受け、当該講習を受講しよ
うとする者は、受講日に、当該講習の行われ	うとする者は、受講日に、当該講習の行われ
る場所において <u>別記様式第14号の3</u> による安	る場所において <u>別記様式第14号の2</u> による安
全運転管理者等講習受講申出書を公安委員会	全運転管理者等講習受講申出書を公安委員会
に提出するものとする。	に提出するものとする。
2 略	2 略

別記様式第7号の4,別記様式第7号の10及び別記様式第7号の17中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

別記様式第14号の2中「第10条の6」を「第10条の7」に改め、同様式を別記様式第14号の3とし、別記様式第14号の次に次の1様式を加える。

 広公委第
 号

 年
 月

 日

## 是正措置命令書

様

広島県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとるべきことを命じます。

命。	令を	受	け	る者	名 称 職・氏名
是命	正令		措内	置容	
理				ŧ	
備				考	この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた 日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して 審査請求をすることができます。 また、この処分があつたことを知つた日(広島県公安委員会に 対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県 公安委員会の裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して 6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の 取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を 代表する者は広島県公安委員会となります。)。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行 細則の規定の読替えに関する規則(平成14年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように 改正する。

## 改正後

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

読み替 読み替えられ える規 読み替える字句 る字句 定 略 第10条 法第74条の3 読替え道路交通 法第74条の3第 Ø 5 第6項 6項 法第74条の3 読替え道路交通 第10条 第8項 法第74条の3第 Ø 6 8項 略 自動車運転代行 別記様 法第74条の3 式第14 第6項 業の業務の適正 묶 化に関する法律 (平成13年法律 第57号) 第19条 第1項の規定に より読み替えて 適用される道路 交通法第74条の 3第6項 法第74条の3 自動車運転代行 別記様 式第14 第8項 業の業務の適正 号の2 化に関する法律 (平成13年法律 第57号) 第19条 第1項の規定に より読み替えて 適用される道路 交通法第74条の 3第8項 別記様 道路交通法第 自動車運転代行 式第14 108条の2第1 業の業務の適正

## 改正前

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

る。		
読み替える規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
略		
第10条 の 5	法第74条の3 第6項	読替え道路交通 法第74条の3第 6項
略		
別記様 式第14 号	法第74条の3 第6項	自動車運転代行 業のとは (平成13年は (平成13年法律 第57号)第19条 第1項の が 第1項の が が が が が が が が が が が る が る が る の が る が る
別記様 式第14	道路交通法第 108条の2第1	自動車運転代行 業の業務の適正

号の3     項第1号     化に関する法律 (平成13年法律 第57号)第19条 第1項の規定に より読み替えて 適用される道路 交通法第74条の 3第9項     号の2     項第1号     化に関する法律 (平成13年法律 第57号)第19条 第1項の規定に より読み替えて 適用される道路 交通法第74条の 3第8項
---

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。